

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年4月22日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000185号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100001号

## 第1 結論

請求者のA社B店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年9月26日から同年11月1日に訂正し、昭和39年9月及び同年10月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和31年3月5日から同年7月20日まで  
② 昭和39年9月26日から同年11月1日まで

昭和31年3月5日から平成15年2月末日までA社(現在は、D社)に勤務していたが、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①は、高等学校を卒業して間もなく、A社の本社であったB店に採用された当初の時期であり、請求期間②は、昭和39年10月1日にA社のC店が新設されたことによりB店からC店に異動した時期であるが、いずれも同社に継続して勤務していたので、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、請求者と同時期に異動したとする複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務し(B店からC店に異動)、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者及び回答が得られた全ての同僚は、A社C店が昭和39年10月1日に開設されたと述べているものの、このうち複数の同僚は、同社C店が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年11月1日までは、異動前の同社B店において継続して厚生年金保険に加入させておくべき取扱いであった旨の陳述をしていることから、昭和39年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のA社B店における昭和39年8月の厚生年金保険の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、昭和 39 年 9 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、複数の同僚の陳述及び請求者の採用当時の状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、昭和 31 年 3 月から A 社 B 店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の合併先である D 社は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる資料を保管していない旨回答している上、当時の事務担当者も既に死亡していることから、請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、昭和 31 年 3 月に同期入社した同僚が 4 人いたとし、このうち 3 人の名前を記憶しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該同僚 3 人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 31 年 7 月 30 日又は同年 8 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、請求者が名前を記憶している上記同僚 3 人のうち、生存及び所在が確認できた一人は、請求者と同様に、高等学校を卒業して間もなく当該事業所に採用されたと述べているものの、当該事業所の厚生年金保険の取扱い及び同保険料の控除について記憶していない。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿により、請求期間①及びその前後の昭和 29 年から昭和 33 年までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者（請求者が名前を記憶している上記同僚 3 人を除く。）のうち、生存及び所在が確認できた 25 人に照会し、17 人から回答が得られたものの、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。